

# RCEPを通じた日中韓の貿易自由化:到達点と課題

亜細亜大学国際関係学部教授・ERINA 共同研究員

久野新

## 要旨

RCEPの発効により、日中および日韓の間の市場アクセスは工業製品を中心に大幅に改善するほか、中韓FTAによって日本企業が直面していた関税上の不利益も多くは解消される見通しとなった。一方、中国と韓国による対日関税削減の約束が完全に履行されるまでには約20年を要するほか、日中韓三国が「個別譲許方式」を採用した結果として、RCEPの完成後も北東アジアでは関税上の差別的待遇および域内迂回貿易防止のための複雑な税率差ルールが残存することとなった。今後日中韓三国はRCEPにおける再交渉プロセスを通じてこれらの課題を漸進的に解決していくことが望まれる。

三国の地理的接近性や経済規模を踏まえると、日中韓三国間貿易の重要性は今後も消失しないであろう。一方、近年の地政学的な環境変化の結果、特定国との間で経済依存関係を過度に深めることに対しては安全保障上の観点から警鐘も鳴らされている。日本は今後、安全保障上のリスクを管理することと、メガFTAのアップグレードを通じて東アジアのサプライチェーンの競争力を強化することを二者択一的に捉えず、2つの政策目標を実利の観点からバランス良く追求していくことが求められている。

キーワード: RCEP、日中韓FTA、自由貿易協定

JEL Classification Codes: F13, F15

## 1. はじめに

2020年11月15日、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド(NZ)、およびASEAN10カ国は包括的経済連携(Regional Comprehensive Economic Partnership: RCEP)協定に署名した。RCEPの交渉開始が宣言されたのは2012年11月、それから約8年という歳月を経ての締結となった。RCEP協定は、少なくともASEAN諸国の6カ国以上、および非ASEAN諸国の3カ国以上が国内承認手続きと寄託を終えてから60日後に発効すると規定されている(第20.6条)。2021年7月現在、すでにシンガポール、中国、そして日本が国内手続きを終えて受諾書をASEAN事務総長に寄託しているほか<sup>1</sup>、タイも国会での承認手続きを終えており<sup>2</sup>、同協定は早ければ

2021年末にも発効する見通しとの報道もなされている<sup>3</sup>。

政府公表資料によると、RCEPに参加する15の締約国は世界のGDP、貿易総額、そして人口のそれぞれ約3割(GDP合計25.8兆ドル、輸出総額5.5兆ドル、人口22.7億人)を占めている<sup>4</sup>。環太平洋パートナーシップ(Trans-Pacific Partnership: TPP)と比較すると、RCEP締約国のGDPは2.3倍、輸出総額は1.9倍、そして人口は4.5倍の規模である<sup>5</sup>。交渉の過程ではインドの離脱という大きなハプニングにも見舞われたものの、依然としてRCEPが世界屈指の「メガFTA」となることに異論の余地はない。またRCEP締約国に対する日本の貿易依存率は46%と高く、かつ日本にとっては中国と韓国との間で締結する初めてのFTAとなったことから、RCEPが

日本にもたらす経済効果には大きな関心と期待が寄せられている。たとえばRCEPで約束された関税自由化が実現する場合、日本による関税支払いの減少額(すなわち節税額)は年間約1.1兆円を上回ると予想されている<sup>6</sup>。さらに、輸入自由化や貿易円滑化に伴う資源配分の効率性上昇や生産性上昇の効果などを加味した場合、RCEPは日本の実質GDPを最終的に約2.7%(約15兆円)押し上げるとの試算も報告されている<sup>7</sup>。

アジア太平洋地域における経済統合プロセスの文脈でとらえると、RCEPは日本、中国、韓国という北東アジア三国が「同時に」参加する初のFTAとなる。主として日韓および日中間の外交関係の悪化という非経済的な理由により北東アジアは長いあいだ「広域的FTAの空白地帯」と

<sup>1</sup> 外務省「地域的な包括的経済連携協定に関する我が国による受諾書の寄託」2021年6月25日。(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1\_000551.html)

<sup>2</sup> 日本貿易振興機構「国会がRCEP協定を承認(タイ)」2021年2月12日。(https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/02/e706ffa49a543b7b.html)

<sup>3</sup> 日本経済新聞「中国、主導確保へ関税撤廃、RCEP、年内にも発効へ、自動車部品は5兆円分」2021年4月29日朝刊。

<sup>4</sup> いずれも2019年ベース。外務省・財務省・農林水産省・経済産業省「地域的な包括的経済連携(RCEP)協定に関するファクトシート」令和3年4月。(https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100115475.pdf)

<sup>5</sup> 2018年12月に発効した協定の名称は「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」(Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership: CPTPP)であるが、本稿では煩雑さの回避のために「TPP」と表記する。

<sup>6</sup> 財務省・農林水産省・経済産業省「地域的な包括的経済連携(RCEP)協定に係る関税収入減少額及び関税支払減少額の試算について」令和3年3月。(https://www.mof.go.jp/policy/customs\_tariff/trade/international/epa/jrcep\_kanzei.pdf)

<sup>7</sup> 外務省・財務省・農林水産省・経済産業省「RCEP協定の経済効果分析」令和3年3月19日。(https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100162437.pdf)

なっており<sup>8</sup>、2012年11月に交渉が開始された日中韓自由貿易協定（以下「日中韓 FTA」）も交渉妥結に向けた政治的モメンタムが十分に高まっていない。2015年12月には北東アジア三国の間で初の FTA となる中国・韓国自由貿易協定（以下「中韓 FTA」）が発効したものの、関税撤廃率は中国側が90.7%、韓国側が92.2%、そして関税撤廃期間も最大20年と、必ずしも野心的な内容の協定にはならなかった。結果的に、中国が WTO 加盟を果たした2000年代以降、日中韓の域内貿易は中間財貿易に牽引されるかたちで急激に拡大したにもかかわらず、域内貿易総額の約半分は依然として関税賦課の対象となっている<sup>9</sup>。東アジアに展開された生産ネットワークの中核をなす日中韓の間で質の高い経済統合が実現しない限りアジア太平洋全体の経済統合も実現しないことから、RCEP を通じて日中韓の域内貿易が自由化・円滑化されることの意義は極めて大きい。一方、RCEP の発効にともない、これまで遅れていた日中韓の経済統合がどの程度、どのように前進するのか、そして如何なる課題が残されているのか、必ずしも詳細な検討は行われていない。

そこで本稿では、物品貿易の分野に焦点をあてながら、日中韓の貿易自由化の進展という視点から RCEP を評価する。ただし RCEP の分野別交渉成果の概要は先行研究や政府公表資料<sup>10</sup>などですでに報告されていることから、本稿では、日中韓の経済統合に向けた課題を抽出することに主眼を置く。本稿の構成は以下のとおりである。つづく第2節では RCEP における貿易自由化の諸原則について確認し、第3節では RCEP と中韓 FTA における関税削減スケジュールの逆転現象について指摘を行う。第4節では RCEP の発効により実現する日中韓三国間の貿易自由化と残存する域内差別の状況について概観し、第5節では北東アジア三国の経済統合の

今後について展望する。

## 2. RCEPにおける貿易自由化の諸原則

RCEP を通じた日中韓の経済統合の進展と課題について検討する前提として、本節では同協定における貿易自由化の諸原則について確認を行う。

### (1) 貿易自由化の漸進性

RCEP は締約国間の実質的に全ての物品貿易に対する関税及び非関税障壁を撤廃することを目的としているが、そこではあくまでも「漸進的な自由化」が目指されている（第1.3条（b））。たとえば締約国の関税削減義務を規定する条文のタイトルに注目すると、ハイレベルな自由化が目指された TPP では「関税の撤廃」と題されていたが、多様な発展段階の国が参加する RCEP では「関税の引き下げ又は撤廃」とされている<sup>11</sup>。こうした協定の文言からも、RCEP においては各国の政治経済的なニーズに合致する、より柔軟な自由化が容認されていることがわかる。事実、関税撤廃が原則化されていた TPP では各国の関税撤廃率が平均99%を上回っていたが、RCEP では平均91%に留まっている。また RCEP と TPP の双方に参加している締約国に注目すると、同じ国であっても、RCEP における関税撤廃率は TPP との比較で顕著に低く、特に日本やマレーシアについては両協定のあいだで約10%ポイントの乖離が生じている（表1）。

RCEP における日中韓三国間の自由化も例外ではなく、過去の FTA との比較において一般的に保守的な関税撤廃率となっており、また関税削減のスピードも緩やかなものとなっている（詳細後述）。このような意味で、現行の RCEP は完成型ではなく、見直しや再交渉を通じて今後も進化・成長し続ける「生きている協定（living agreement）」

となることが期待されている<sup>12</sup>。

### (2) 域内無差別原則の欠落

RCEP は締約国に対して「域内における無差別な関税自由化」を要求していない。たとえば2008年に締結された日 ASEAN 包括的経済連携協定（以下「日 ASEAN・EPA」）には関税自由化に関する（域内の）最恵国待遇条項が組み込まれており、日本はすべての ASEAN 諸国に対して共通の関税自由化スケジュールを約束している<sup>13</sup>。これは、いわゆる「共通譲許」と呼ばれる方式である。RCEP においても、15の締約国のうち豪州、NZ、シンガポール、ブルネイ、マレーシアおよび CLM 諸国の8カ国は共通譲許方式を採用したが、日中韓を含む残りの7カ国については同一品目であっても相手国に応じて異なる自由化スケジュールを約束する「国別譲許」方式を採用した（巻末付表）。このことは、RCEP 発効後も一部の域内国間では関税面での差別的待遇が残存することを意味している。たとえば日本は、すでに EPA を締結済みの ASEAN、豪州、および NZ に対する共通特惠関税率と、中国と韓国それぞれに対する（より保守的な）特惠関税率の合計3種類の自由化スケジュールを設定し、約束している。

日中韓三国の文脈で例をあげるならば、たとえば日本は革製の財布（HS420231.100）について ASEAN 諸国、豪州および NZ に対しては協定発効後16年目まで、中国に対しては協定発効後21年目までの関税撤廃を約束した一方、韓国に対しては「譲許除外品目」扱いとし、自由化の約束を行わなかった。その結果、たとえば協定発効後20年目の特惠関税率を比較すると、ASEAN 諸国、豪州および NZ から日本に輸入される革製財布は無税、中国からの輸入の場合は0.8%、そして韓国からの輸入の場合には MFN 税率（16%）が適用

<sup>8</sup> 久野（2016）。

<sup>9</sup> 久野（2018）。

<sup>10</sup> たとえば菅原（2020）および経済産業省「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定における工業製品関税（経済産業省関連分）に関する内容の概要」令和3年4月。（[https://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/epa/pdf/epa/rcep/gaiyo.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/pdf/epa/rcep/gaiyo.pdf)）

<sup>11</sup> TPP 第2.4条および RCEP 第2.4条。

<sup>12</sup> 菅原（2020）。

<sup>13</sup> 日 ASEAN・EPA 第16条第1項。

されることとなる。

日本がRCEP域内で中国・韓国の両方または片方に対してのみ差別的に関税を維持する品目は全体の7.8% (729品目) である。同様に、中国と韓国も他の二カ国に対してのみ差別的に関税を維持する品目が存在する。RCEPでは他の締約国の原産材料を自国の原産材料とみなす「累積」を認める緩やかな原産地規則が採用されたが<sup>14</sup>、日中韓三国が個別譲許方式を採用したことにより、北東アジアにおいては今後も一部品目について関税格差とそれに起因する貿易上の歪みが残存することとなった。

### (3) 域内迂回輸入防止のための税率差ルールが存在

国別譲許方式を容認した結果、RCEPでは同一品目であっても相手国に応じて異なる特惠関税率が適用される場合があることから、同協定第2.6条には、こうした税率差を利用した「節税目的の域内迂回貿易」を防止するための特別の規定が置かれている(いわゆる「税率差ルール」)。通常、FTAの原産地規則は「域外国」からの迂回輸入を防止することを目的としているが、同条の規定は「RCEP域内の迂回輸入」を防止するための追加的な原産地規則と位置づけることができる。ただし、第2.6条の税率差ルールの対象品目数は必ずしも多くはなく、日本は100品目(野菜・果物の調製品、皮革、履物製品

など全品目の1.1%)、中国は82品目(綿糸、金属加工用マシニングセンター、各種オートバイなど全品目の1%)、韓国は99品目(産業用ロボットやエンジン部品など全品目の0.8%)を登録している<sup>15</sup>。

RCEPは当初、東アジアに散在していたASEAN+1・FTAや無数の二国間FTAの特惠関税率やその他各種ルールを調和・統一する手段としても期待されていた。しかしながら交渉の結果、全締約国が共通譲許方式を採用するには至らず<sup>16</sup>、結果的に一部品目については域内における関税率と原産地規則の複雑化・多層化を招くこととなった。一方、交渉時に共通譲許方式の採用に固執した場合、締約国全体として実現可能な自由化水準がかえって低下するリスク、あるいは交渉そのものが頓挫するリスクも生ずる。したがって、国別譲許方式の容認は、政治的なセンシティブティに配慮しつつ最大限の自由化水準を実現するうえで現実的な選択肢であったともいえる。

### 3. 関税削減期間: 中韓FTAとの逆転現象

RCEPでは関税削減の最長期間についても締約国間で大きな差が生じている(付表)。日中韓三国間の関税削減期間に注目すると、日中および日韓の間では互いに最長20年から21年かけて、中韓の間では最長35年かけて関税を削減する予定である。なお、すでに発効済みの中韓FTAでは両国のセンシティブ品目の関税削減期間が最長20年であったことから<sup>17</sup>、RCEPではさらに15年も長い猶予期間を互いに設けていることになる。こうした「逆転現象」が生じた理由としては、以下の2点があげられる。

第一に、中韓FTAでは自由化例外とされていた超センシティブ品目(譲許除外品目)の一部が、RCEPでは35年かけて関税削減されることとなった。一例をあげると、中韓FTAにおいて中国はフカヒレ調製品(HS1604.20.11)を譲許除外品目としてい

表1 RCEP 締約国の自由化状況

	関税撤廃率	即時撤廃率	譲許除外品目	参考関税撤廃率
日本	85.5% (対中)	55.2%	14.5%	TPP: 95.1%
	80.7% (対韓)	63.9%	18.8%	
	87.8% (対他)	73.4%	7.9%	
中国 (抜粋)	86.0% (対日)	25.0%	13.6%	RCEP 前対日: 8.4%
	86.0% (対韓)	38.6%	13.0%	
中韓 FTA →	90.7% (対韓)	20.1%	7.8%	
韓国 (抜粋)	83.0% (対日)	41.4%	17.0%	RCEP 前対日: 16%
	86.0% (対中)	50.4%	12.9%	
中韓 FTA →	92.2% (対中)	49.9%	7.0%	
豪州	98.30%	75.3%	0.7%	TPP: 99.9%
ニュージーランド	91.40%	65.2%	0.0%	TPP: 100%
ブルネイ	97.80%	76.5%	1.0%	TPP: 100%
カンボジア	87.10%	29.9%	3.8%	-
インドネシア (抜粋)	89.4% (対日)	65.1%	5.7%	-
ラオス	86.00%	29.9%	2.1%	-
マレーシア	90.00%	69.9%	1.2%	TPP: 99.9%
ミャンマー	86.00%	30.0%	2.0%	-
フィリピン (抜粋)	91.1% (対日)	71.3%	2.0%	-
シンガポール	100.00%	100.0%	0.0%	TPP: 100%
タイ (抜粋)	88.5% (対日)	66.3%	7.4%	-
ベトナム (抜粋)	87.5% (対日)	65.9%	4.0%	TPP: 99.8%

出所: RCEP 譲許表および日本貿易振興機構 (2018) より筆者作成

<sup>14</sup> 第3.4条第1項。

<sup>15</sup> 税率差ルールの対象品目は協定附属書 I「関税に係る約束の表」の各国の付録に記載されている。

<sup>16</sup> Elms (2021)。

<sup>17</sup> 日本貿易振興機構 (2018)。

たが、RCEPでは韓国向けの関税を35年かけて12%から9.6%まで2.4%ポイント削減すると約束している。自由化のスピードが異例なまでに遅いわりには関税削減の幅も小さいが、これはRCEPによって両国間の自由化が多少なりとも進展するケースである。

第二に、中韓FTAでは関税「撤廃」の対象となっていた品目の一部が、RCEPでは関税「削減」対象に後退している。たとえば中韓FTAにおいて中国は「のこ盤 (sawing machines: HS8465.91.00)」の関税 (10%) を20年かけて撤廃する予定であるが、RCEPでは同じく韓国向けの関税を35年間で8%までしか削減しない予定である。さらなる検証が必要であるものの、こうした逆転現象が生じている理由は、RCEPの原産地規則が域内国の原産材料の「累積」を認めていることと関係していると思われる。

前述のとおり、RCEPにおいて中国と韓国はいずれも国別譲許方式を採用しているため、同じ品目であっても輸出国ごとに異なる特惠関税率を約束している。仮にここで、ある品目について中韓が互いに関税撤廃する一方、ASEAN向けの関税は維持したい場合、ASEANの原産材料が多く用いられた品目が韓国 (中国) から中国 (韓国) に流入する可能性が生ずる。こうした事態を回避すべく、中韓両国は一部品目について前述の「税率差ルール」を設けているが、他の一部品目については中韓FTAよりも高い特惠関税率をRCEPで互いに約束している。無論、中国と韓国に立地する企業にとっては、従来どおり中韓FTAの原産地規則と特惠関税率を選択して貿易することも可能である。一方、こうした複雑な関税構造は産業界にとってのRCEPの使い勝手を低下させ、ひいては協定の利用率を低下させる要因となる可能性があることには留意すべきである。

#### 4. 日中韓三国間の貿易自由化の進展と課題

本節では、RCEPによって実現する日中韓三国間の貿易自由化の進展と今後も残

存する域内差別の問題について考察する。

##### (1) 日中韓三国間の貿易自由化の進展

RCEPを通じた日中韓三国間の貿易自由化について特筆すべき点としては以下の5点があげられる。第一に、RCEPの誕生により中国の対日関税撤廃率は8.4%から86%に、韓国の対日関税撤廃率は16%から83%にそれぞれ大幅に上昇する (表1)。これらの撤廃率は過去のEPAで日本がパートナーから獲得した自由化水準と比較すると決して高くはないが、RCEPを通じて日本の貿易相手国上位1位と3位の市場アクセスが初めて、かつ大幅に改善することは、大きな交渉成果として評価されるべきであろう<sup>18</sup>。同時に、中韓FTAの登場に伴い日本企業が直面し

ていた関税上の不利益も、少なくとも中国と韓国が対日関税を撤廃する品目 (86%と83%) については長期的に解消される見通しとなった。

第二に、協定発効と同時に対日関税が撤廃される品目の割合 (即時撤廃率) は中国が25%、韓国は41.4%に留まっており、対日関税の即時撤廃に対して両国は慎重な姿勢を示している。また前述のとおり、関税削減の最長期間は中国が21年、韓国も20年に設定されており、約束された関税削減義務が完全に履行されるまでには長い時間を要することとなる。

第三に、分野別の関税撤廃率を見ると、中国は精密機器 (HS90) と一般機械 (HS84) でそれぞれ93%と86.6%、韓国

表2 RCEPにおける日中韓三国間の自由化状況 (分野別・相手国別内訳)

日本	中韓ともに撤廃	中国のみ撤廃	韓国のみ撤廃	中韓とも撤廃せず
全品目	80.1%	5.5%	0.6%	13.9%
農林水産品	46.4%	9.3%	1.3%	42.9%
工業製品	92.7%	4.0%	0.3%	2.9%
一般機械	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
電気機器	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
輸送機械	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
精密機器	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
中国	日韓ともに撤廃	日本のみ撤廃	韓国のみ撤廃	日韓とも撤廃せず
全体	84.4%	1.6%	1.6%	12.4%
農林水産品	81.7%	2.1%	3.7%	12.4%
工業製品	85.0%	1.4%	1.1%	12.4%
一般機械	82.7%	3.9%	0.0%	13.4%
電気機器	79.9%	2.3%	1.0%	16.8%
輸送機械	46.8%	4.4%	6.4%	42.4%
精密機器	93.0%	0.0%	1.2%	5.8%
韓国	日中ともに撤廃	日本のみ撤廃	中国のみ撤廃	日中とも撤廃せず
全体	83.0%	0.0%	3.0%	14.0%
農林水産品	46.2%	0.0%	15.5%	38.2%
工業製品	91.5%	0.0%	0.1%	8.4%
一般機械	86.2%	0.0%	0.2%	13.5%
電気機器	98.3%	0.0%	0.0%	1.7%
輸送機械	44.8%	0.0%	0.0%	55.2%
精密機器	99.5%	0.0%	0.0%	0.5%

出所: RCEP 譲許表より筆者作成

注: 農林水産品は HS1-24 および HS44、工業製品はその他全ての分類を含む。一般機械は HS84、電気機器は HS85、輸送機械は HS87、精密機器は HS90 に含まれる品目。RCEP 発効前の対日関税撤廃率は中国が8.4%、韓国が16%。

<sup>18</sup> 貿易相手国は輸出入総額ベース (2019年)。財務省「貿易統計」。

は精密機器 (HS90) と電気機器 (HS85) でそれぞれ99.5%と98.3%という高い関税撤廃率を日本に約束しており<sup>19</sup> (表2)、今後北東アジア域内でこうした分野の国際分業が進展することが期待される。一方、日本が競争力を有する輸送機械 (HS87) の対日関税削減率は中国が51.2%、韓国は44.8%といずれも低く、将来 RCEP の再交渉を通じて市場アクセスを改善していくことが望まれる。

第四に、日本が中国と韓国に対して約束した関税撤廃率はそれぞれ85.5%と80.7%であり、やはり過去の EPA における日本の自由化水準と比較すると相対的に低い<sup>20</sup>。これは主として農林水産品の関税撤廃率 (対中:55.8%、対韓:47.7%) が低い水準に留まっているためである (表2)。一方、工業製品に関する日本の関税撤廃率は対中国が96.7%、対韓国が93%と比較的高く、また東アジア全体で活発に貿易されている一般機械 (HS84)、電気機器 (HS85)、輸送機械 (HS87) および精密機器 (HS90) の分野では両国に100%の関税撤廃を約束している。

第五に、中韓の間の貿易自由化に注目すると、RCEP で両国が互いに約束した関税撤廃率 (いずれも86%) は、中韓 FTA において両国が約束したける水準 (中国側90.7%、韓国側92.2%) よりも低く、譲許除外品目の割合も RCEP の方が高いことから、ここでも逆転現象が生じている (表1)。前述のとおり、これは ASEAN 諸国や日本など他の締約国の原産材料が用いられた品目の輸入を阻止するための措置であると思われる。

## (2) 日中韓三国間に残る域内の差別的待遇

以下では RCEP の発効後にも日中韓三国の間で残る差別的待遇の内容について整理する。ただし、日中韓三国とその他の締約国 (豪州、NZ および ASEAN 諸国) との間で発生する差別的待遇につ

いては分析の対象外とする<sup>21</sup>。

まず、日本の譲許表を分解してみると、日本が中韓両国に対して関税を撤廃する品目割合は80.1% (7,512品目)、中国に対してのみ関税撤廃する品目は5.5% (513品目)、韓国に対してのみ関税撤廃する品目は0.6% (55品目)、そして中韓両国に対して関税を維持する品目<sup>22</sup>は13.9% (1,301品目) であった (表2)。対中関税は撤廃しつつ対韓関税のみを残す工業製品としては、各種皮革および革製品 (91品目)、各種衣類および繊維製品 (72品目)、履物 (51品目)、陰極銅及びその切断片、亜鉛の一部、腕時計用革バンド、自転車用革製品、布団の一部などが含まれている。また対韓関税は撤廃しつつ対中関税を維持する工業製品には、重油の一部、ポリエチレンの一部、マスク製品の一部、およびフェロマンガンをフェロシリコマンガンといった合金などが含まれている。ただし前述のとおり、日本は一般機械 (HS84)、電気機器 (HS85)、輸送機械 (HS87)、精密機器 (HS90) の分野については全品目の関税撤廃を約束している。

次に中国の譲許表を分解すると、中国が日韓両国に対して関税撤廃する品目の割合は84.4%と日本よりもやや高い水準になっている。また対日関税のみ撤廃する品目の割合と対韓関税のみ撤廃する品目の割合はそれぞれ1.6%と同水準であったが、分野別に見ると、農林水産品は対日関税のみを維持する傾向が強く (3.7%)、工業製品は逆に対韓関税のみを維持する傾向が強い (1.1%)。さらに工業製品の内訳を見ると、一般機械 (HS84) と電気機器 (HS85) は対韓関税のみを維持する傾向が強い一方、輸送機械 (HS87) と精密機器 (HS90) については対日関税のみを維持する傾向が強い。対日関税のみ維持される輸送機械関連品目としては、各種オートバイ、オフロードカー、トラクター、一部のトラック、自動車のシャーシ、ディーゼル

ガンソリ大型貨物車用の非駆動軸、特殊車両用クラッチなどが、精密機器としてはフィルム自動現像機や一部のカメラが含まれており、これら品目については RCEP 発効後も韓国との間で競争上の不利益が残ることとなる。

最後に韓国の譲許表を分解すると、韓国が日中両国に対して関税撤廃する品目は全体の83%であり、やはり日本よりは高い水準となっている。韓国の譲許表において特徴的なのは、対日関税のみ撤廃しつつ対中関税を温存する品目はわずか1品目 (モルトを原料とするビール) しかないという点である。一方、対中関税を撤廃しつつ対日関税を温存する品目の数 (371品目、3%) と相対的に多いものの、このうち9割以上 (343品目) は農林水産品であり、工業製品は11品目 (シャンプー、パーマ用の液体、一部のエンジン、一部の蒸気タービン、一部のガスタービンなど) に限定されている。

## 5. 結論

本稿では日中韓三国間の貿易自由化の進展という視点から RCEP の評価を試みた。分析の結果、RCEP の発効により日中および日韓の間の市場アクセスは工業製品を中心に大幅に改善するほか、中韓 FTA の存在により日本企業が直面していた関税上の不利益も解消される見通しとなった。一方、同協定が重視する貿易自由化の「漸進性」ゆえに、中国と韓国による関税自由化約束が100%履行されるまでには20年を要するほか、日中韓三国がいずれも個別譲許方式を採用したことで、RCEP の完成後も北東アジア域内では関税面での差別的待遇や域内迂回貿易防止のための複雑な税率差ルールが残存することとなった。

RCEP 交渉の妥結は、北東アジアにおける「RCEP 以上 TPP 未満」の経済統合を模索する日中韓 FTA 交渉の論点を

<sup>19</sup> 中国の対日関税撤廃率は表1の「日韓に自由化」と「日本のみ自由化」の合計値、また韓国の対日関税撤廃率は「日中に自由化」と「日本のみ自由化」の割合の合計値。

<sup>20</sup> たとえば TPP における日本の自由化水準は全体で95.1%、農林水産品が82.3%、工業製品は100%であった。

<sup>21</sup> この点に関連して、日本については対中・対韓関税を撤廃する品目のうち他の締約国向け関税を維持するものは存在しないが、たとえば中国はいくつかの品目について、対日・対韓関税を撤廃しつつ対豪・対 NZ 関税の両方または片方を維持している (たとえば「やし油」など)。

<sup>22</sup> 譲許除外品目に関税引下げ品目 (引き下げ後の最終税率が正値の品目) を加えた割合。

再定義し、交渉妥結に向けたモメンタムを高めるうえで重要な契機となりうるものであった。しかしながら、北東アジアをとりまく近年の地政学上の環境変化、そして日韓・日中間の二国間関係の現状を踏まえ、日中韓 FTA の交渉妥結、あるいは中国、韓国の TPP 加盟にむけた道のりは以前にも増して険しいように思われる。そのような意味で、今後も北東アジアの経済統合は、日韓・日中間の外交問題に影響されにくい RCEP の枠組みを通じて、時間をかけて深化していく可能性が高まっている。

日中韓の経済統合の深化に向けた次のステップとしては、RCEP における再交渉を通じて三国が共通譲許方式を採用し、北東アジアに残存する関税格差や複雑な税率差ルールを漸進的に減らしていくことが有益であろう。たとえば、RCEP で日本が中韓両国に対して関税撤廃を約束した品目の割合 (80.1%) は、仮に日本が共通譲許方式を採用する場合に実現可能な関税撤廃率と見なすこともできる。同様に、中国が日韓両国に対して、そして韓国が日中両国に対して関税撤廃を約束した品目の割合 (84.4%と83%) は、中

国と韓国が共通譲許方式を採用する場合に到達可能な関税撤廃率と見なすことができる。これらの数値は決して高くはないが、工業製品のみ限定すると、日本は92.7%、中国は85%、韓国は91.5%と概ね9割程度の水準に到達する。これをベースラインとして、さらに日中韓が三国間で特定国に対してのみ差別的な関税を維持している工業品 (日本:296、中国:170、韓国:11品目) の関税を撤廃できるならば、共通譲許方式を採用したとしても、工業製品の関税撤廃率は日本が97.1%、中国は87.6%、そして韓国は91.6%まで上昇する。三国間の関税格差が徐々に解消されるならば、域内の迂回貿易を防止するための税率差ルールも徐々に不要となり、北東アジアにおける国際分業はさらに最適化されるであろう。

2010年代後半以降、世界中で保護主義が蔓延し、反グローバルイズムの声が高まるなか、日本は米中両国との距離感を適切に保ちつつ、「自由貿易の守護神」として数多くのメガ FTA の締結を推進してきた。一方、米中間の覇権競争が本格化し、両国経済のデカップリング (分断)

の動きが顕在化しつつあること、あるいは2020年の新型コロナウイルス感染拡大時に重要医療物資が世界的に不足したことなども相まって、貿易投資の自由化を通じて経済的な相互依存関係を過度に深めることに対しては国の内外で警鐘が鳴らされている。しかしながら、北東アジア三国の地理的近接性や経済規模を踏まえると、日本にとっての日中韓貿易の重要性は今後も消失しないであろう。経済安全保障の観点から重要な戦略物資について特定国への過度な依存を解消することと、メガ FTA のアップグレードを通じて地域としてのサプライチェーンの競争力を強化することは必ずしも二律背反ではなく、実利の観点からはむしろ同時に追求し続けなければならない政策課題といえる。外交関係が不安定化しやすい地域・時代だからこそ、経済安全保障上のリスク評価を継続的に行いつつ、他方でメガ FTA の改善や拡大を通じて域内ビジネス環境の安定性・効率性を法的に担保することの意義は従来以上に高まっている。

## <参考文献>

Elms, Deborah K. (2021) "Getting RCEP across the Line." *World Trade Review*. Vol. 20.No. 3. pp. 373-380.

久野新 (2016) 「日中韓 FTA 交渉の戦略的重要性に関する再検討」『季刊 国際貿易と投資』第106号、109-123ページ。

久野新 (2018) 「日中韓 FTA の政治経済学」『ERINA REPORT (PLUS)』第144号、3-9ページ。

久野新 (2021) 「RCEP コメントール (第2回) 第2章 物品の貿易 / 附属書I関税に係る約束の表」『貿易と関税』第69巻第5号、34-53ページ。

菅原淳一 (2020) 「「成長」が課題の RCEP: TPP 未満、WTO 以上のメガ EPA」みずほ総合研究所 (2020年11月30日)。(Available at: <https://www.mizuho-ir.co.jp/publication/mhri/research/pdf/insight/pl201130.pdf>)

日本貿易振興機構 (2018) 「韓国の FTA 調査: 韓中 FTA、韓米 FTA を中心に」日本貿易振興機構海外調査部中国北アジア課・ソウル事務所 (2018年3月)。(Available at: [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Reports/01/ddd9e405ca341e6/20170140.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/ddd9e405ca341e6/20170140.pdf))

付表 RCEP 締約国の譲許表の構造及び関税削減期間

	譲許表の数	自由化スケジュールの種類の数	関税削減期間
日本	1	3 (対中、韓、その他)	21年
中国	5	5 (対日、韓、豪、NZ、ASEAN)	21年 (対日) 35年 (対韓) 20年 (対他)
韓国	5	5 (対日、中、豪、NZ、ASEAN)	35年 (対中) 20年 (対他)
豪州	1	共通譲許	20年
ニュージーランド	1	共通譲許	16年
ブルネイ	1	共通譲許	24年
カンボジア	1	共通譲許	20年
インドネシア	6	6 (対日、中、韓、豪、NZ、ASEAN)	23年
ラオス	1	共通譲許	20年
マレーシア	1	共通譲許 (インド向け付録あり)	23年
ミャンマー	1	共通譲許	20年
フィリピン	5	5 (共通、対日、中、韓、豪+ NZ)	20年
シンガポール	1	共通譲許	即時
タイ	1	4 (対日、中、韓、他)	20年
ベトナム	6	6 (対日、中、韓、豪、NZ、ASEAN)	25年

出所: 久野 (2021)